［条を削る。］

（第一種廃棄物埋設施設の施設管理）

第五十五条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、第一種廃棄物埋設施設の保全のために行う設計、工事、巡視、点検、検査その他の施設の管理（以下「施設管理」という。）に関し、次に掲げる措置を講じなければならない。

一　第一種廃棄物埋設施設が法第五十一条の二第一項又は第五十一条の五第一項の許可を受けたところによるものであり、かつ、技術基準に適合する性能を有するよう、これを設置し、及び維持するため、施設管理に関する方針（以下この条において「施設管理方針」という。）を定めること。ただし、法第五十一条の二十五第二項の認可を受けた場合は、この限りでない。

二　前号ただし書の場合においては、法第五十一条の二十五第二項若しくは同条第三項において読み替えて準用する法第十二条の六第三項の認可に係る申請書又はそれらの添付書類に記載された第七十八条の二第九号の廃止措置期間性能維持施設に係る施設管理方針を定めること。

三　第一号又は前号の規定により定められた施設管理方針に従って達成すべき施設管理の目標（第一号の規定により定められた施設管理方針に係る施設管理の目標にあっては、第一種廃棄物埋設施設及び施設管理の重要度が高い系統について定量的に定める目標を含む。以下この条において「施設管理目標」という。）を定めること。

四　施設管理目標を達成するため、次の事項を定めた施設管理の実施に関する計画（以下この条において「施設管理実施計画」という。）を策定し、当該計画に従って施設管理を実施すること。

イ　施設管理実施計画の始期及び期間に関すること。

ロ　第一種廃棄物埋設施設の設計及び工事に関すること。

ハ　第一種廃棄物埋設施設の巡視（第一種廃棄物埋設施設の保全のために実施するものに限る。）に関すること。

ニ　第一種廃棄物埋設施設の点検等の方法、実施頻度及び時期（第一種廃棄物埋設施設の操作中及び操作停止中の区別を含む（法第五十一条の二十五第二項の認可を受けたものを除く。）。）に関すること。

二　生じるおそれのある不適合を防止するための予防に関する処置（以下「予防処置」という。）に関する手順（根本原因分析の手順を含む。）を確立して行うこと。

三　予防処置に当たっては、自らの第一種廃棄物埋設施設における保安活動の実施によって得られた知見のみならず他の施設から得られた知見を適切に反映すること。

四　前条の評価結果を適切に反映すること。

（作業手順書等の遵守）

第五十二条の二　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、保安規定に基づき要領書、作業手順書その他保安に関する文書（以下「作業手順書等」という。）を定め、これらを遵守しなければならない。

（第一種廃棄物埋設施設の巡視及び点検）

第五十五条　法第五十一条の十六第一項の規定により、第一種廃棄物埋設事業者は、毎週一回以上、第一種廃棄物埋設施設の保全に従事する者に第一種廃棄物埋設施設について巡視及び点検を行わせなければならない。